

第1回妹背牛町議会定例会 第3号

平成31年3月14日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第 8号 妹背牛町学童保育条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第 9号 妹背牛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 4 発議第 1号 妹背牛町議会議員の期末手当の特例に関する条例について
- 5 議案第10号 平成31年度妹背牛町一般会計予算
- 6 議案第11号 平成31年度妹背牛町国民健康保険特別会計予算
- 7 議案第12号 平成31年度妹背牛町後期高齢者医療特別会計予算
- 8 議案第13号 平成31年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 9 議案第14号 平成31年度妹背牛町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算
- 10 議案第15号 平成31年度妹背牛町簡易水道事業特別会計予算
- 11 議案第16号 平成31年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計予算

○出席議員（10名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 工藤正博君 | 2番 佐田恵治君 |
| 3番 渡辺倫代君 | 4番 石井喜久男君 |
| 5番 広田毅君 | 6番 鈴木正彦君 |
| 7番 渡会寿男君 | 8番 赤藤敏仁君 |
| 9番 向井敏則君 | 10番 宮崎博君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|--------|--------|
| 町長 | 田中一典君 |
| 副町長 | 廣瀬長留次君 |
| 教育長 | 土井康敬君 |
| 総務課長 | 篠原敬司君 |
| 総務課参事 | 菅一光君 |
| 企画振興課長 | 廣澤勉君 |
| 住民課長 | 清水野勇君 |
| 健康福祉課長 | 河野和浩君 |

建設課長	西田慎也君
教育課長	浦本雅之君
農政課長	廣田徹君
農委事務局長	山下英俊君
会計管理者	石井美雪君
代表監査委員	菅原竹雄君
農委会長	瀧本賢毅君

○出席事務局職員

事務局長	滝本昇司君
書記	山下仁美君

◎開議の宣告

○議長（宮崎 博君） おはようございます。ただいま定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮崎 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、渡会寿男君、赤藤敏仁君を指名します。

◎一括上程の議決

○議長（宮崎 博君） お諮りします。

日程第2、議案第8号 妹背牛町学童保育条例の一部を改正する条例についてから日程第11、議案第16号 平成31年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計予算まで、以上10件は審議の都合により一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第8号から日程第11、議案第16号まで、以上10件は審議の都合により一括議題に供することに決定しました。

◎日程第2 議案第8号ないし日程第11 議案第16号

○議長（宮崎 博君） 日程第2、議案第8号から日程第11、議案第16号まで、以上10件を一括議題とします。

なお、ただいま一括議題としました議案9件及び発議1件については、後ほど設置を予定しております予算審査特別委員会で詳細にご説明、ご審議を願う予定でありますので、ご了承ください。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） あらかじめお諮りします。

詳しい説明は後ほど設置を予定しております予算審査特別委員会で審議したいと考えておりますので、説明は簡潔に願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、詳細な説明は予算審査特別委員会で求めたいと思っておりますので、簡潔に説明願います。

議案第 8 号から第 9 号の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君）（説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 住民課長。

○住民課長（清水野 勇君）（説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 発議第 1 号の説明を求めます。

1 番議員、工藤正博君。

○1 番（工藤正博君）（登壇） 発議第 1 号 妹背牛町議会議員の期末手当の特例に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、妹背牛町議会議員の期末手当の特例に関し必要な事項を定めることを目的とし、制定するものです。特例条例の内容は、妹背牛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 5 条第 2 項の規定にかかわらず加算率を 10%とするものです。

なお、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、翌年 3 月 31 日限り、その効力を失うものです。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（宮崎 博君） 議案第 10 号から第 16 号、各会計予算の説明を求めます。

副町長。

○副町長（廣瀬長留次君）（説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第 2、議案第 8 号から日程第 11、議案第 16 号まで、以上 10 件は、議員全員をもって構成する予算審特別委員会を設置し、これに付託し、審議することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております日程第 2、議案第 8 号から日程第 11、議案第 16 号まで、以上 10 件は、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審議することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（宮崎 博君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前 9 時 25 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員